

令和7年度 市内一斉清掃デー

みんなでごみを拾って、いちはらをきれいにしよう！

日時

令和7年5月25日（日）

午前8時30分～午前10時30分

※悪天による中止の判断は、各町会で決定してください。

内容

道路脇や歩道に散乱しているポイ捨てごみの収集（紙くず・空き缶・空き瓶等）

※草は回収の対象ではありません！

※詳しい実施方法については各町会からの指示に従ってください。

※注意事項等は裏面に記載しています。

当日（午前7時30分から午前11時30分まで）は市職員が市役所不法投棄対策・残土指導課に待機しています。確認事項等がありましたら、☎23-9858に連絡してください。

- ▼共催 市原市、市原市町会長連合会
- ▼事務局 市原市環境部不法投棄対策・残土指導課
- ▼連絡先 不法投棄対策・残土指導課 23-9858

※ 町会の代表の方をお願いしたいこと ※

4月23日（水）から5月13日（火）までに各支所において、各町会単位で収集袋を受け取ってください。その際に、①町会代表者の連絡先、②当日の参加予定人数、③ごみの集積場所を報告してください。

14 海の豊かさを守ろう



「海の豊かさを守ろう」

海洋ごみの約8割が陸からのものと言われています。

身の周りにあるごみを拾い、海にごみ流れ出てしまわないようにしましょう。

注意事項等



燃やさないごみ

燃やすごみ ⇒ うぐいす色の市指定袋
燃やさないごみ ⇒ 無色透明の市指定袋

ごみの回収

午前 11 時から翌日にかけてごみの回収を順次行いますので、事前に市に連絡した集積場所にごみを集めてください。(集積場所の立会いは不要です。)

当日回収：姉崎・千種・有秋・市原・辰巳台・五井・国分寺台地区

翌日回収：三和・南総・加茂・市津・ちはら台地区

ポイ捨て

ポイ捨てごみの清掃を目的としておりますが、公共用地への粗大ごみの不法投棄を発見した場合は、集積場所へ移動させずに投棄場所をご連絡ください。後日、職員が現地確認を行います。

盗難された自転車

盗難された可能性がありますので、そのまま移動せずに、自転車の特徴（色、防犯登録番号、車体番号など）や放置場所を直接警察にご連絡ください。

草刈り

一斉清掃デーでは、草は回収の対象としておりません。清掃デーと併せて草刈りを実施する町会は、後日、自身で福増クリーンセンターへ直接運ぶか、堆肥化するなどし、各町会で処理してください。

公道の側溝清掃

公道の側溝清掃をした際の土のうは後日、回収いたしますので、道路維持課（TEL 23-9834）にご連絡ください。

なお、南総地区、加茂地区、三和地区の一部（光風台）の町会は、南部土木事務所（TEL 92-1113）にご連絡ください。

※私道は除く。

一斉清掃デー参加者

一斉清掃デー参加者は、市原市市民活動補償制度が適用されます。活動中に負傷した場合、当日は午前 11 時 30 分までに、翌日以降は、8 時 30 分から 17 時 15 分（土日休日除く）までに不法投棄対策・残土指導課にご連絡ください。

町会の変更

町会で日程を変更した場合には、ごみの回収は、後日となります。確認事項等がありましたら、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に、不法投棄対策・残土指導課にご連絡ください。